

交通安全基本計画について

交通安全基本計画は、陸、海、空にわたり講ずべき交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めたもの。この基本計画は交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づいて中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣）が作成することとなっている。

この基本計画に基づいて、国の関係行政機関では、毎年度、その年度において講ずべき施策を定めた計画を作成し実施するとともに、地方公共団体においても、それぞれの区域内における長期的計画及び年度ごとの計画を作成するなどして実施している。

現在、第 11 次交通安全基本計画を実施しているところであり、同計画が終了する令和 8 年 3 月までに第 12 次交通安全基本計画を作成する必要がある。

（参考）これまでの交通安全基本計画の変遷

計 画	計画作成年月日	計画期間
第 1 次	昭和 46 年 3 月 30 日	昭和 46 年度 ～ 50 年度
第 2 次	昭和 51 年 3 月 30 日	昭和 51 年度 ～ 55 年度
第 3 次	昭和 56 年 3 月 31 日	昭和 56 年度 ～ 60 年度
第 4 次	昭和 61 年 3 月 28 日	昭和 61 年度 ～ 平成 2 年度
第 5 次	平成 3 年 3 月 12 日	平成 3 年度 ～ 7 年度
第 6 次	平成 8 年 3 月 12 日	平成 8 年度 ～ 12 年度
第 7 次	平成 13 年 3 月 16 日	平成 13 年度 ～ 17 年度
第 8 次	平成 18 年 3 月 14 日	平成 18 年度 ～ 22 年度
第 9 次	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年度 ～ 27 年度
第 10 次	平成 28 年 3 月 11 日	平成 28 年度 ～ 令和 2 年度
第 11 次	令和 3 年 3 月 29 日	令和 3 年度 ～ 7 年度